明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一一）　三
○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（一二）　六
○国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一三）　七
○国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令（一四）　九
○地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（一五）　一〇
○教育公務員特例法施行令及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六）　二
○特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一七）　二
○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一八）　三
○労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令（一九）　四

〔省　令〕
○国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令（財務一）　一四
○液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四）　一六
○ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（同五）　一八

〔告　示〕
○液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示等の一部を改正する告示（経済産業八）　二〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、再生関係　二三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、平成二十七年度管理業務主任者試験合格者、日本弁護士連合会公示送達、農業会議組織変更（新潟県）関係　二三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二四
会社その他
会社決算公告　二四

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一一号）（文部科学省）

一　独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令の廃止関係

独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令（平成一五年政令第四八一号）は、廃止することとした。（第一条関係）

二　道路運送車両法施行令等の一部改正関係

道路運送車両法施行令（昭和二六年政令第二五四号）その他独立行政法人に関する特例等を定める関係政令の規定中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」（以下「センター」という。）を削り、「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」（以下「機構」という。）に改める等の所要の規定の整備を行うこととした。（第二条及び第四条～第一〇条関係）

三　国家公務員退職手当法施行令の一部改正関係

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成二七年法律第二七号）附則第七条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる解散したセンターの職員としての在職期間を、国家公務員退職手当法（昭和二八年法律第一八二号）第五条の二第二項に規定する基礎在職期間とみなす等の所要の規定の整備を行うこととした。（第三条関係）

四　経過措置

1　センターから国が承継する資産の範囲等を定めることとした。（第一一条関係）

2　機構が行うセンターの積立金の処分に関して経過措置を定めることとした。（第一二条関係）

3　センターが解散したときにおける解散の登記の嘱託等について定めることとした。（第一三条関係）

4　機構が承継する資産の評価に関し評価委員の任命その他必要な事項を定めることとした。（第一四条関係）

5　機構の役員又は職員についての依頼等の規制等に関する経過措置を定めることとした。（第一五条関係）

6　独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令の廃止に伴う独立行政法人国立大学財務・経営センター債券に係る独立行政法人国立大学財務・経営センター債券原簿及び利札の取扱いに関する経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

7　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三〇年政令第二五五号）の一部改正に伴う経過措置を定めることとした。（附則第三項関係）

五　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（政令第一二号）（文部科学省）

1　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行うことができる借換えの対象となる長期借入金又は債券は、施設費貸付事業に必要な費用に充てるためにした長期借入金又は発行した債券とすることとした。（第一条関係）

2　長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は当該債券の発行により調達する資金の使途に応じて文部科学省令で定める期間を超えてはならないこととした。（第二条関係）

3　長期借入金の借入れの認可を受けようとするときの申請書及び添付書類の提出について定めることとした。（第三条関係）

4　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券の形式、発行の方法その他独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券に関し必要な事項を定めることとした。（第四条～第一三条関係）

5　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。